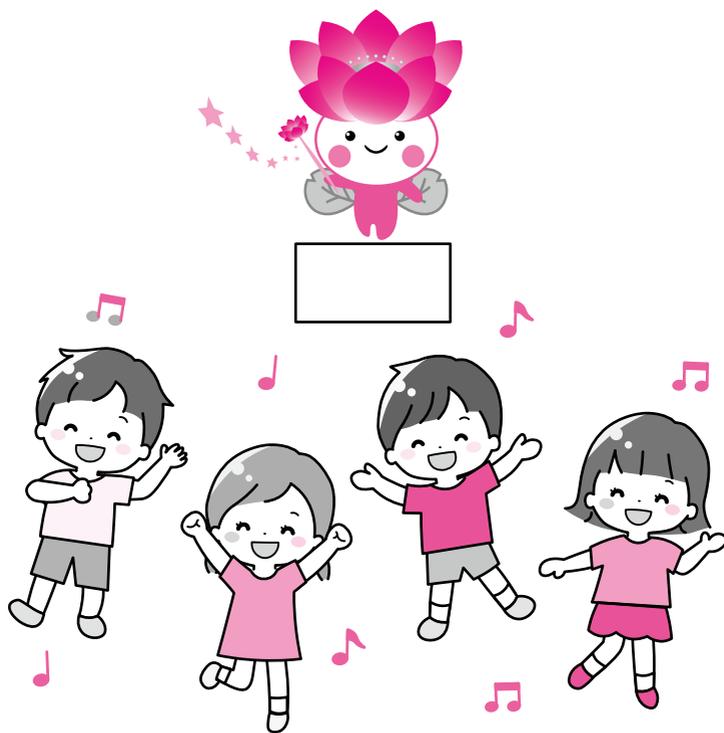


令和7年度版
特別児童扶養手当のしおり



千葉市

『特別児童扶養手当』とは？

家庭で監護されている障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母又は養育者に対して支給される手当です。

1. 手当を受給できる方

手当を受けることができる方は、精神又は身体に中程度以上の障害（詳しくは下表「障害等級表」及び次頁「別表第3」をご確認ください。）のある児童（20歳未満）を監護している父もしくは母、又は父母にかかわって児童を養育している方（養育者）です。

父母が共に児童を監護している場合は、主として児童の生計を維持している方に支給されます。

なお、この手当は申請をしなければ受給することはできません。

（注1）外国籍の方も受けられます。

（注2）原則、障害の原因となった傷病が治った状態又は症状が固定した状態の児童が対象となります。

障害等級表

	特別児童扶養手当等級		判定方法
	1 級	2 級	
身体障害 (外部障害)	身体障害者手帳のおおむね1・2級 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3（次頁）に記載されているものに限る。	身体障害者手帳のおおむね3級	身体障害者手帳で次頁別表第3に記載されている障害の状態が確認できる場合 →身体障害者手帳の写し 上記以外 →所定の診断書
身体障害 (内部障害)	別表第3「1級の9」の状態	別表第3「2級の15」の状態	所定の診断書
知的障害	療育手帳の④～Aの2	療育手帳のおおむねBの1（判定方法は所定の診断書により行われますので、Bの1の療育手帳を所持していても必ずしも該当するとは限りません。）	療育手帳の④～Aの2 →療育手帳の写し 療育手帳のBの1以下 →所定の診断書
精神障害	別表第3「1級の10」の状態	別表第3「2級の16」の状態	所定の診断書

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

別表第3

1 級	1	<ul style="list-style-type: none"> ・視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの ・視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢の全ての指を欠くもの
	5	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1	<ul style="list-style-type: none"> ・視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの ・視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ・求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、 I / 2 の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢の全ての指を欠くもの
	10	一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢の全ての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

前頁の障害の程度に該当する状態であっても、次のような場合は、手当を受給することができません。

- ① 対象児童が
 - ア. 日本国内に住所がないとき
 - イ. 障害を支給事由とする年金を受給できるとき
 - ウ. 児童福祉施設等に入所したとき（保育所、通園施設、障害児入所施設の親子入所を除く）
- ② 父母又は養育者（受給者）が日本国内に住所がないとき



2. 手当を受けるための手続き

お住まいの区の高齢障害支援課の窓口へ次の書類を揃えて認定請求の手続きをしてください。審査の後、市長から認定についての通知が届きます。

〈提出書類〉

- ① 特別児童扶養手当認定請求書
- ② 請求者と対象児童の戸籍の謄本又は抄本
※請求日のおおむね1か月前までのもの
- ③ 特別児童扶養手当認定診断書（以下「診断書」といいます。）
 - ア. 身体障害者手帳や療育手帳を持っている場合は省略できることがあります。
 - イ. 発達障害など精神の障害の診断については、できる限り精神科の診療経験を有する医師に依頼してください。
※診断書の有効期限は、おおむね2か月前までです。
- ④ 特別児童扶養手当振込先口座申出書(口座名義人は請求者と同一人)

◎単身赴任で対象児童と別居している等、監護の状況により、その他の書類が必要な場合がありますので、詳しくはお住まいの区の高齢障害支援課にお問い合わせください。

[注意] 診断書等の審査結果により、手当を受給することができない場合もあります。

3. 手当の支払い

市長の認定を受けると、認定請求した月の翌月分から手当が支給されます。

4月・8月・11月の年3回、支払月の前月までの分（例えば4月期は12～3月分。ただし、11月期は8～11月分。）が、受給者本人名義の金融機関口座に振込まれます。

振込の日は支払月の11日ですが、11日が土・日や休日（以下「日曜日等」といいます。）にあたる場合は、その日の直前の日曜日等でない日に支払いとなります。

4. 手当の額

この手当は対象児童の数と、等級に応じて支給されます。

■手当額

☆対象児童1人あたり月額

	1級(重度障害児)	2級(中度障害児)
令和2年(2020年)4月～	52,500円	34,970円
令和3年(2021年)4月～	52,500円	34,970円
令和4年(2022年)4月～	52,400円	34,900円
令和5年(2023年)4月～	53,700円	35,760円
令和6年(2024年)4月～	55,350円	36,860円
令和7年(2025年)4月～	56,800円	37,830円



5. 所得による支給制限

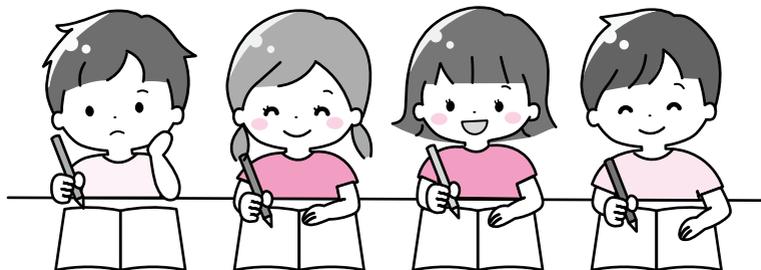
手当を受ける方、又は手当を受ける方と生計を同一にする方（配偶者等）の前年（1～6月までに手当を請求する場合は前々年）の所得が下記の限度額以上である場合は、その年の8月から翌年の7月までの手当の支給が停止されます。

■所得制限限度額表（令和3年8月1日改正）

（単位：円）

扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
1	6,862,000	4,976,000	8,586,000	6,536,000
2	7,284,000	5,356,000	8,799,000	6,749,000
3	7,707,000	5,736,000	9,012,000	6,962,000
4	8,129,000	6,116,000	9,225,000	7,175,000
5	8,546,000	6,496,000	9,438,000	7,388,000

※収入額はあくまでも目安であり、実際の取扱いは地方税法上の控除後の所得額で決まります。



※控除後の所得額の計算方法

年間収入額－必要経費－80,000円（社会保険料共通控除）

－その他の諸控除（地方税法上の控除）

	控除の種類	本人	配偶者 扶養義務者
所得の額	老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき所得制限限度額に加算	10万円	6万円 (注1)
	特定扶養親族（19歳以上23歳未満）1人につき所得制限限度額に加算	25万円	—
	16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき所得制限限度額に加算（注2）	25万円	—
所得控除	雑損控除	相当額	相当額
	医療費控除	相当額	相当額
	小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額
	配偶者特別控除	相当額	相当額
	社会保険料控除	8万円	8万円
	障害者控除	27万円	27万円
	特別障害者控除	40万円	40万円
	寡婦控除	27万円	27万円
	ひとり親控除	35万円	35万円
	勤労学生控除	27万円	27万円

(注1) 扶養親族が老人1人のみの場合は加算なし、扶養親族が2人以上いるときに加算されます。

(注2) 「控除対象扶養親族に関する申立書」の提出をする必要があります。

(注3) 給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除します。

(注4) 表中の「相当額」は地方税法における当該控除額に相当する額です。

(注5) 法改正により金額が変更になる場合があります。

6. 手当を受けている方の届出義務

① 『所得状況届』

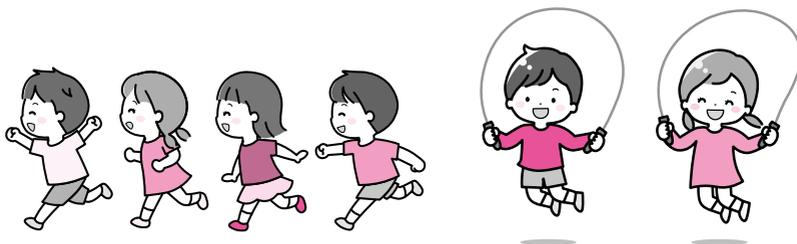
毎年8月12日から9月11日までの間に、お住まいの区の窓口へ所得状況や世帯員の状況等を所定の様式で届けるものです。

[注意] この届を出さないと、その年の8月以降の手当が受けられません。また、2年以上届出がないと、時効により受給資格がなくなります。

② 『資格喪失届』 (手当を受給する資格がなくなる場合)

- ア. お子さんが、児童福祉施設等に入所したとき
※通園施設等、受給が認められる場合があります。詳しくは区の窓口にお問い合わせください。
- ◎ 入所措置を解除されたとき、又は入所契約を解除したときは、解除した翌日以降に新たに認定請求の手続きをしてください。
- イ. お子さんの生計を主として維持しなくなったとき
- ウ. お子さんを監護しなくなったとき
- エ. 受給者又はお子さんが、海外に引っ越したとき
- オ. 受給者又はお子さんが、死亡したとき
- カ. お子さんが、障害を事由とする公的年金を受給するとき
- キ. お子さんが、満20歳になったとき
- ク. お子さんの障害の状態が本書2頁の別表第3に該当しなくなったとき

[注意] 資格がなくなっているにもかかわらず届出をしないで手当を受給していた場合、資格がなくなった翌月からの手当をさかのぼって全額返還していただきます。



③ 『有期更新』

お子さんの障害の状態によって、手当の認定時におおむね1～2年後の期限が定められていることがあり、これを「有期」といいます。

「有期」が近づくと、文書にてお知らせしますので、**診断書及び障害認定有期更新申請書**（以下「**診断書等**」）といいますが、これを区の窓口へ提出してください。

なお、**診断書等の提出が、正当な理由が無く期限を過ぎてしまった場合は、遅延した期間の手当が受けられませんのでご注意ください。**

◎ **診断書の有効期限はおおむね2か月前までです。**

◎ **診断書に代えて、再判定後の身体障害者手帳、療育手帳の写し**でよい場合がありますが、一定の条件がありますので、詳しくは区の窓口にお問い合わせください。

[注意] お子さんの障害状況を定期的に確認する**有期更新（障害再認定）**は、手当の受給資格に関わる大切な手続きですので、**所得制限により手当が支給停止中であっても必ず行わなければなりません。**

◎ **有期更新手続きにかかる取扱は以下のようになります。**

ア. **有期の終期までに有期更新手続きを行った場合**
(例1)

診断書等を提出した月						
診断書の診断月		有期月				
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1級		2級	2級			

有期月の前月の診断日の診断書を、有期月に障害認定有期更新申請書とあわせて提出し、その審査結果により、障害の程度が下がりました。

この場合は、診断書の診断月の翌月から減額になります。

(例 2)

[診断書等を提出した月]						
有期月				[額改定請求書を提出した月]		
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2級			2級			1級

有期月の前月の診断日の診断書を、有期月に障害認定有期更新申請書とあわせて提出し、その審査結果により、障害の程度が上がりました。障害の程度が上がったことを知ってから「額改定請求書」を区に提出しました。

この場合、「額改定請求書」を提出した月の翌月から増額になります。

イ. 有期の終期を過ぎてから有期更新手続きを行った場合

(例 3)

[診断書等を提出した月]						
有期月						
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2級			不支給	2級		

有期月の翌月の診断日の診断書を、有期月の翌月に障害認定有期更新申請書とあわせて区に提出し、その審査結果により、障害の程度は変わりませんでした。

この場合、有期の終期を過ぎてからの提出なので、有期の終期の翌月から診断書等を提出した月までは不支給となり、提出した月の翌月から前と同じ級の手当が支給されます。

(例 4)

[診断書等を提出した月]						
有期月				[額改定請求書を提出した月]		
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2級			不支給	2級		1級

有期月の翌月の診断日の診断書を、有期月の翌月に障害認定有期更新申請書とあわせて区に提出し、その審査結果により、障害の程度が上がりました。障害の程度が上がったことを知ってから「額改定請求書」を区に提出しました。

この場合、有期の終期を過ぎてからの提出なので有期の終期の翌月から診断書等を提出した月まで不支給となり、提出した月の翌月から手当は支給されますが、増額になるのは「額改定請求書」を区に提出した月の翌月からとなります。

4 その他届出が必要な場合

- ア. お子さんの障害の程度が変わったとき(手当の額が変わります。)
- イ. 支給対象児童の数が変わったとき(手当の額が変わります。)
- ウ. 氏名や住所、支払金融機関が変わるとき
※千葉県外へ転出した場合は、併せて転出先の特別児童扶養手当担当部署にて、必ず転入の手続きを行ってください。
- エ. 受給者が離婚又は再婚したとき
- オ. 受給者が所得の高い扶養義務者と同居又は別居するようになったとき
- カ. 受給者及び配偶者又は扶養義務者の申告済の所得に変更があったとき
※扶養義務者とは、受給者の直系血族及び兄弟姉妹で、受給者と生計を同一にする者をいいます。

以上のような場合は、区の窓口にお申し出ください。

特別児童扶養手当の受給証明書※は、こんなときに役立ちます

— 証明書を提示して所定の手続きをしてください —

【新福祉定期預金・ニュー福祉定期貯金】

一般の定期預貯金より有利な利率で預入ができる1年ものの定期預貯金制度です。手当が支給停止中の方は利用できません。取り扱いの有無等、詳しくはご利用になる各金融機関で確認してください。

所得状況届等により証書を提出している場合には、区の窓口において証書保管証明書を交付します。

※令和6年7月1日より従来の手当証書は廃止されました。証書に代わる受給証明書を交付することができ、上記手続き等に必要の場合は、申請により交付が受けられます。(新たに認定になった場合、手当の金額等に変更があった場合、年度更新をした場合には受給証明書を一律に交付します。)

お問合せ先

詳しい内容については、お住まいの区の
保健福祉センター高齢障害支援課へお問い合わせください。



「花のあふれるまちづくり」
シンボルキャラクター
「ちはなちゃん」

各区の保健福祉センター 高齢障害支援課			
区	所在地	電話	FAX
中央区	〒260-8511 中央区中央4-5-1 Qiball (きぼーる) 13階	043-221-2152 ・2153	043-221-2602
花見川区	〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター1階	043-275-6462 ・6466	043-275-6317
稲毛区	〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター1階	043-284-6140	043-284-6193
若葉区	〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター1階	043-233-8154 ・8155	043-233-8251
緑区	〒266-8550 緑区鎌取町226-1 緑保健福祉センター1階	043-292-8150	043-292-8276
美浜区	〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センター1階	043-270-3154 ・3155	043-270-3281

